

契約保証金について

(契約保証金)

1 契約の相手方は、7及び8により契約保証金を免除される場合を除いて、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県に納付又は提供しなければならない。

(契約保証金の額)

2 契約保証金の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額とする。

(契約保証金の納付)

3 契約の相手方は、契約保証金を納付する場合は、埼玉県が発行する「納付書兼領収書」（希望により配布する。）により、契約保証金相当額（2の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

(契約保証金に代える担保の提供)

4 契約の相手方は、契約保証金に代える担保を提供する場合は、様式4（1）「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、契約締結までに埼玉県保険医療部医療人材課医師確保対策担当に提出すること。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

種類	価値
国債及び地方債	債権金額
政府の補償のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額

(契約保証金の還付)

5 契約の履行確認後、契約保証金等を納付した相手方に対して、次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付する。

(1) 3により契約保証金を納付している場合は、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請

求書により還付する。

(2) 4により担保を提供している場合は、当該「保管有価証券受領書」(様式4(2))を添付した「保管有価証券還付請求書」(様式4(3))により還付する。

(契約不履行の場合の契約保証金の帰属)

6 契約の相手方が契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金等は埼玉県に帰属する。

(保険契約に基づく契約保証金の免除)

7 財務規則第81条第2項第1号の規定に基づき、契約の相手方が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結し、様式5(1)「保証保険証書納付書」に必要な事項を記入の上、契約締結までに当該保険証書を提出した場合は、契約保証金の納付を免除する。

この場合、契約に基づく給付が完了したとき、その他返還する事由が生じたときは、当該「保証保険証書受領書」(様式5(2))を添付した「保証保険証書還付請求書」(様式5(3))によりこれを還付する。

(国又は地方公共団体との契約履行実績に基づく契約保証金の免除)

8 財務規則第81条第2項第3号の規定に基づき、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上全て誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合は、様式6「契約の履行について」に必要な書類を添え、契約締結までに埼玉県保健医療部医療人材課医師確保対策担当に提出すること。